

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所S T A C Y（定常臨界実験装置）施設等に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（188）」

2. 日時：令和2年10月28日（水）10時40分～12時05分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室  
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部 新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、三好安全審査官、榊見安全審査官、

荒川安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課長 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、平成31年3月29日に申請（令和元年8月30日、令和2年2月14日、5月18日及び7月17日に一部補正）のあった原子力科学研究所の原子炉施設〔S T A C Y（定常臨界実験装置）施設〕の変更に係る設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可申請書〔S T A C Yの更新（第3回申請）〕（以下「申請書」という。）<sup>\*1</sup>の補正対応方針について、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。

- 設置変更許可申請書において、「実験設備等は、放射性物質を内蔵する場合は密封性を考慮し、放射性物質の著しい漏えいのおそれがない設計とする。」と記載しているが、申請書において当該設計が明確になっていないことから、設工認又は保安規定等に基づく運用も含めてどのように実験用装荷物の密封性を担保するか整理すること。
- 耐震Cクラスの設備のうち、一般産業品であるポンプ等について、耐震計算及びその結果を省略しているが、1.2Ciの静的地震力に耐えることを申請書に明確にすること。
- 原子炉停止時に炉心タンク水位が低下していることの確認について、地震等によりサーボ型水位計（耐震Cクラス）が故障した場合であって、かつ、電源が使用できない場合でも、運転員の目視による確認が可能であることを申請書に明確にすること。

- (3) 原子力機構から、上記(2)について了解し、申請書の補正に反映させる旨の回答があった。

6. 配付資料

- (1) 原子力機構からの配付資料

資料1 STACY 設工認第3回に対するコメント回答

- ※1 [日本原子力研究開発機構から STACY（定常臨界実験装置）施設の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書の一部補正を受理（令和2年7月17日ホームページ掲載）](#)